

○金融庁告示第 号

新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の施行に伴い、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）の一部を次のように改正し、令和三年十一月二十二日から適用する。

令和三年十一月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
(連結の範囲)	(連結の範囲)
<p>第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポートベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項並びに第六条第一項及び第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象銀行持株会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十五号若しくは第十六号に掲げる会社（第六条第二項において「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>〔2・3 略〕</p>	<p>第三条 外部TLAC比率、最低所要リスク・アセットベースTLAC比率及び最低所要総エクスポートベースTLAC比率は、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項並びに第六条第一項及び第二項において「連結財務諸表規則」という。）の規定により作成した国内処理対象銀行持株会社の連結財務諸表に基づき算出するものとする。ただし、国内処理対象銀行持株会社が銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号から第十号まで、第十二号若しくは第十三号に掲げる会社（第六条第二項において「金融子会社」という。）を子会社としている場合における当該子会社については、連結財務諸表規則第五条第二項の規定は、適用しないものとする。</p> <p>〔2・3 同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	